

高所作業車運転特別教育

(作業床の高さ 10m未満)

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町 9 番地の 9

TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>



事業者は、作業床の高さ 10m未満の高所作業車の運転に就かせる者に対して、労働安全衛生法第 59 条 3 項（同規則第 36 条 10 の 5 号）により特別教育を行わなければならないことになっております。

安全衛生教育の重要性に鑑み、このたび当支部では事業者に代わって、下記により特別教育を行うことにしました。つきましては、この機会に貴事業場の該当者には、是非受講させていただくようご案内申し上げます。

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前 8 時 25 分より開催いたしますので、午前 8 時 15 分までに集合してください。

2. 教育の科目及び時間

区分	科 目	講習時間
学 科	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3 時間
	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
	関係法令	1 時間
実 技	高所作業車の作業のための装置の操作	3 時間

3. 受講対象者

大型特殊自動車、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車いずれかの運転免許証を有する者。

4. 講習会費

受講料 17,500円 テキスト代 1,340円 昼食代 700円 合計 19,540円（消費税込）
但し、当建災防会員はテキスト代 1000円を補助しますので 18,540円。

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書及び受講票に必要な事項を記入し、押印のうえ写真（2枚）を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に受講料を添えて申し込んでください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。
（※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。）
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 受講申込書に該当する運転免許証の写しを貼付してください。
- (6) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (7) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (8) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

6. 受講料の支払

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証の発行は振込み明細をもって代えさせていただきます。領収証が必要な場合は現金でお支払ください。

7. 受講時の注意

- (1) 学 科 当日は受講票・筆記用具を持参してください。
- (2) 実 技 (イ) 作業衣・保護帽・安全靴・軍手を用意し、受講票・筆記用具を持参してください。
(ロ) 雨天に備え、カッパの用意をしてください。
(ハ) 教官・指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

8. そ の 他

- (1) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となります。
- (3) 受講票は全教育が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けてください。
- (4) 修了証は学科と実技の修了者に交付します。